

理事が行う取引についての申し合わせ

一般社団法人情報科学技術協会定款第30条に定める、理事会の承認を必要とする理事が行う取引について、下記の通り申し合わせる。

- 1 同条にいう理事が行う取引とは、理事個人、または理事が役員等意思決定を行える立場にある団体（法人であるか否かを問わない）が行う取引をいう。理事が従業員である団体の行う取引は対象にならない。
- 2 同条第1項第1号にいう自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引について

以下のような場合がこれに該当する取引に当たる。

- (1) 本協会の刊行物と同一の著者によるほぼ同様の内容の刊行物の出版、または同一の著者によるほぼ同様の内容の講演等の開催
 - (2) 本協会が行うシンポジウム、セミナー、講習会、講演会等と目的を同じくして、前後6ヶ月以内に行うほぼ同様の内容の催しの開催
 - (3) 本協会が行ったシンポジウム、セミナー、講習会、講演会等の内容を収める刊行物の出版（概要紹介程度のものは除く）
 - (4) 本協会が行う認定試験と同じ目的で行う能力試験、認定試験、資格試験等の実施
- 理事が役員等意思決定を行える立場にある団体が、その団体の目的のために行う出版、セミナー等の開催、資格試験等の実施等は、ここでいう取引に該当しない。

- 3 自己または第三者のためにするこの法人との取引（同条第1項第2号）について
- 第1項に当たる者が本協会との間に行う取引は、金額の多少に関わらずこれに該当する。たとえば次のような取引が挙げられるが、これに限るものではない。

- (1) 本協会刊行物の印刷の受注
- (2) 本協会が行う行事・催事の会場の提供
- (3) 無報酬の理事による、本協会の給与が支給される業務への従事（認定試験の監督等）

但し、上記の行為が無償で行われる場合は、ここでいう取引に該当しない。

なお、本協会からの原稿料や謝金の受領は、それが本協会の規定に基づいてなされている限り、ここでいう取引には該当しない。

附則

1. この申し合わせは、2012年（平成24年）6月19日理事会にて確認された。